

宜野湾市告示第87号

市報ぎのわん有料広告掲載取扱要綱を次のように定める。

令和7年5月12日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

市報ぎのわん有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市広報発行規程（1960年宜野湾市規程第1号。

以下「規程」という。）に基づき市が発行する広報「市報ぎのわん」に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 広告を掲載することができる者は、規程第1条に掲げる市報ぎのわんの発行の目的に鑑み、社会通念上市民の理解を得られる者であって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行う者
- (4) 納付すべき各種税金等を現に滞納している者
- (5) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、次の各号いずれにも該当しないことを原則とする。

- (1) 市報ぎのわんの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるも

の

- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある次に掲げるもの
 - ア 一般常識から判断して好ましくない商品又はサービスの販売の広告
 - イ 青少年の健全育成上好ましくないもの
 - ウ 消費者に被害が生じる疑いのあるもの
 - エ 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの
 - オ 特定の宗教団体等の利益を助長することを目的とした販売広告
 - (4) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告や宣伝に関するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
 - (6) 誇大表示又は不当表示のほか、表現方法等が不適切なもの
 - (7) 内容及び責任の所在が不明確なもの
 - (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
 - (9) 行政機関から指名停止、許可取消し等の行政指導を受けている業者のもの
 - (10) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
 - (11) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (12) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- (広告掲載の優先順位)

第4条 広告の優先順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1順位 市内に事業所等を有する企業、個人事業主、団体等の広告
- (2) 第2順位 県内に事業所等を有する企業、個人事業主、団体等の広告
- (3) 第3順位 前2号に掲げる広告のほか、市長が適当であると認める広告
- (4) 第4順位 前3号に掲げる広告以外

2 前項において、同一の基準で広告掲載が適当であると認められるものが複数ある場合は、広告掲載希望期間の長い広告を優先する。この場合において、当該期間が同一の場合は抽選により決定する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市報ぎのわん、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(広告の規格及び位置)

第7条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1号規格 縦45ミリメートル×横86ミリメートル

(2) 2号規格 縦45ミリメートル×横175ミリメートル

2 広告の掲載位置は、市報ぎのわん最終ページ又はインフォメーションページの下部とし、掲載位置の指定はできないものとする。

3 広告の掲載規格は、広告掲載の機会均等を図るため、1号規格を第1優先とし、1号規格の広告がない場合は2号規格の広告を申請できるものとする。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料は次に掲げるとおりとする。

(1) 1号規格の広告 1月当たり12,500円(税抜き)

(2) 2号規格の広告 1月当たり25,000円(税抜き)

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、市報ぎのわん有料広告掲載申請書(様式第1号)、市報ぎのわん有料広告掲載申込者概要に関する書類(様式第2号)及び宣誓書(様式第3号)に広告の原稿その他必要な資料を添えて市長に申込みするものとする。

2 前項の申込みは、広告の掲載を希望する月の2月前の月の10日までに提出しなければならない。ただし、市長が特段の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、当該申込者に市報ぎのわん有料広告掲載許可・不許可決定通知書(様式第

4号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載を許可する旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、前条の規定による掲載決定の通知後、市長が指定する期日までに第8条に定める広告掲載料に消費税を加算した額を、市が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称、所在地及び電話番号を明記しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第2条の広告掲載者の資格の要件を満たしていない場合

(2) 広告が、第3条の広告掲載の基準の要件を満たしていない場合

(3) 広告主が、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取消したときは、市報ぎのわん有料広告掲載決定取消通知書(様式第5号)により広告主に通知しなければならない。

(広告審査会の設置)

第14条 企画部長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合など、決定又は取消しに際し必要がある場合は、広告審査会を設置することができる。

2 広告審査会は、企画部長を会長に、企画部次長及び関係課長等で構成することを原則とする。

3 前2項に定めるもののほか、広告審査会に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載料は還付しないことを原則とするが、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。